

令和8年度神奈川県介護支援専門員

専門研修課程Ⅰ・Ⅱ

実務経験者に対する更新研修
(専門研修課程Ⅰ・Ⅱと同内容)

研修のご案内



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
(福祉保健研修交流センター ウィリング横浜)

目 次

- 1 令和8年度 神奈川県介護支援専門員専門研修・更新研修を受講するにあたって…1ページ
- 2 神奈川県における介護支援専門員資格更新のための研修フローチャート……………2ページ
- 3 介護支援専門員の実務経験として認められる範囲について……………3ページ
- 4 専門研修課程Ⅰ・更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容:56時間)……………4ページ
 - ①研修日程・カリキュラム・研修会場
 - ②開催要綱
- 5 専門研修課程Ⅱ・更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容:32時間) ……8ページ
 - ①研修日程・カリキュラム・研修会場
 - ②開催要綱
- 6 介護支援専門員法定研修「負担軽減助成金」について……………12ページ
- 7 特定一般教育訓練給付金のご案内(給付には条件あり)……………13ページ
- 8 受講申し込み方法(WEB 申請)……………14ページ

令和8年度 神奈川県介護支援専門員 専門研修・実務経験者向け更新研修を 受講するにあたって

平成18年4月の介護保険法の一部改正に伴い、介護支援専門員の更新制度（5年ごと）が導入されました。

そして、平成26年から介護支援専門員の研修制度の見直しが検討され、新しく研修カリキュラムの変更が段階的に実施されており、本研修は厚生労働省より示された「介護支援専門員専門研修課程ガイドライン」（令和6年度改正）に基づき、実施しております。

介護支援専門員の方には、資格有効期間満了日が設定されています。

有効期間満了日以降も引き続き介護支援専門員として実務に就く方や就く予定のある方は、有効期間満了日前までに**実務経験者向け更新研修**または「**専門研修課程Ⅰ（6か月以上就業中）**及び**専門研修課程Ⅱ（3年以上就業中）**」を修了し、介護支援専門員証の更新をする必要があります。

有効期間満了日後に実務に就く予定がない等で更新を希望されない方は、更新研修を受講する必要はありません。

なお、有効期間満了日がすでに過ぎてしまった方は、「再研修」等を受講することで介護支援専門員証を更新し、実務に就くことができます。

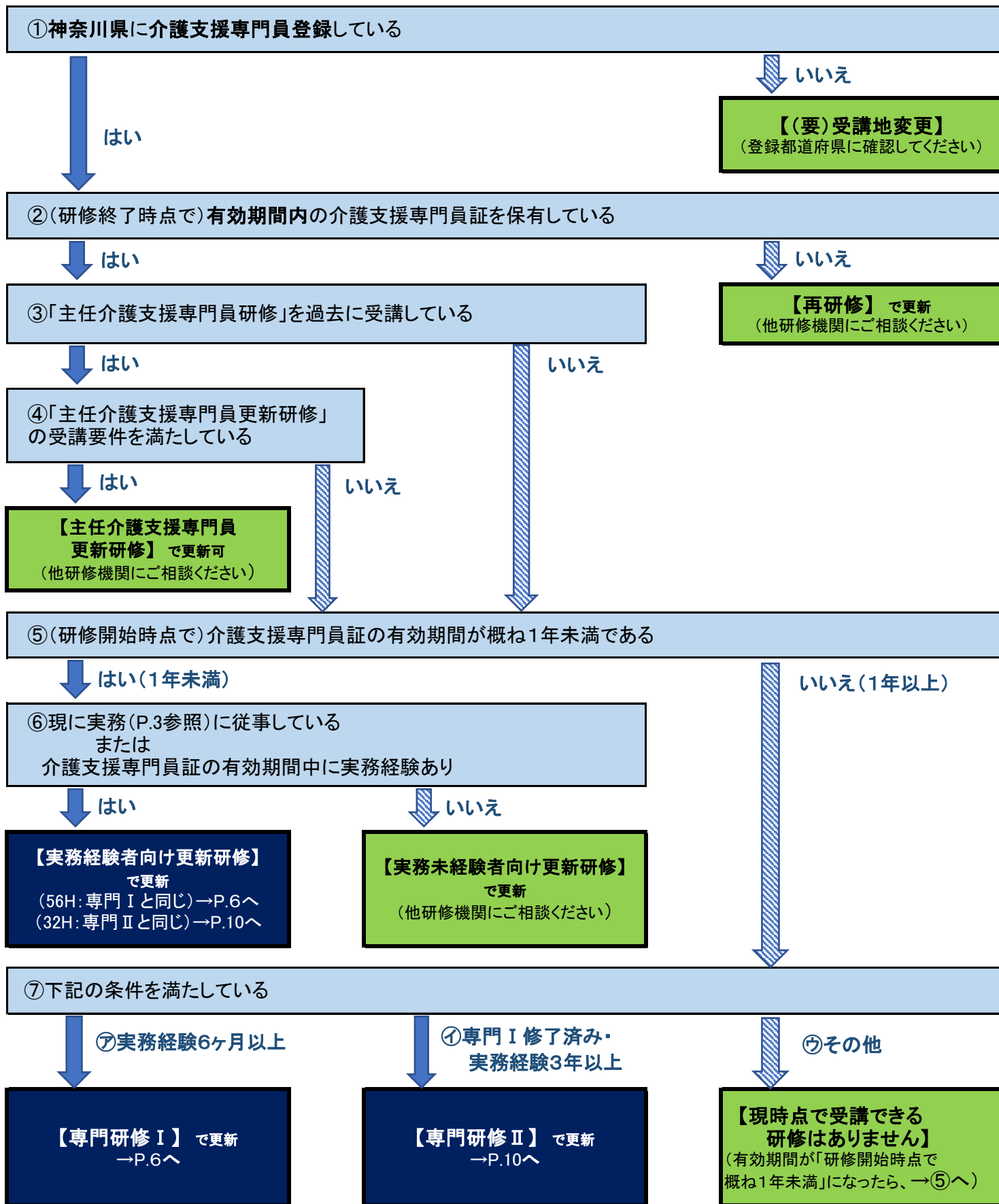
以上を踏まえて、次ページの「**資格更新のためのフローチャート**」及び「**研修開催要綱**」をご確認の上、研修受講についてご検討くださいますようお願いいたします。

他機関での研修開催など、介護支援専門員に関する情報については、「神奈川県のホームページ」内の **介護支援専門員のページ** でご確認ください。



URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/index.html>

神奈川県における介護支援専門員資格更新のためのフローチャート(簡易版)



■注意事項■

※「初めての更新」

「(直近の更新が)再研修」

「(直近の更新が)実務未経験者向け更新研修で、以前に【専門研修Ⅰ(56H)】と【専門研修Ⅱ(32H)】を受講し更新していない」
の場合は、資格更新には、2つの研修の修了が必要です。

・登録期間が1年以上ある方…【専門研修Ⅰ】と【専門研修Ⅱ】の両方

・登録期間が1年未満の方…【実務経験者向け更新研修(56H)】と【実務経験者向け更新研修(32H)】の両方

「2回目以降の更新」(上記以外)の場合は、【専門研修Ⅱ】もしくは【実務経験者向け更新研修(32H)】のみで更新が可能です。

介護支援専門員の実務経験として認められる範囲について

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労し、かつサービス計画の作成を行っている（※1）ものとなります。

①居宅介護支援事業所（※2）

②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所

④介護保険施設

⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所

⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

⑦介護予防支援事業所

⑧地域包括支援センター（※3）

※1 単に、要介護認定のための調査を行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験として認められない。

※2 指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっているため、当該管理者については、実務経験として認められる。

※3-1 地域包括支援センターにおいて「介護支援専門員」として配置され、就労している場合は、実務経験として認められる。

-2 保健師または社会福祉士等として地域包括支援センターに配置され、就労している者のうち、現にサービス計画を作成、または作成した経験がある場合は、その介護サービス計画の作成について事業所から証明（★参考様式1）を受けることで、介護支援専門員の実務経験に相当するものとして認めることとする。

（★参考様式1）『介護サービス計画作成証明書』（Word ファイル）を本会申込ページよりダウンロードし、必要事項を記載した上、申込フォーム内の所定欄に添付してください。

介護支援専門員専門研修

専門研修課程 I

実務経験者に対する更新研修

(専門研修課程 I と同内容)

令和8年度 神奈川県介護支援専門員
専門研修課程 I ・更新研修56時間
 研修日程 カリキュラム・研修会場

＜別表1＞

- ・WEB受講と小テストは、指定期間内に実施が必要です。
- ・会場受講日に記載されている時間は目安です。今後変更する場合があります。詳細は受講決定通知等にてご確認ください。
- ・会場受講日の受付・オリエンテーションは各日程ともに講義開始20分前から開始する予定です。

日程	科目名	WEB受講・小テスト		会場受講日時		講師
		目安時間	受講期間			
【講義】WEB受講	②介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	2.5	8月4日(火) ～ 8月13日(木)	/		国作成動画等
	③対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)及び地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)	2				
	④ケアマネジメントの実践における倫理	2.5	8月4日(火) ～ 9月10日(木)			
	⑤生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践	2.5				
	⑥リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	2				
【1日目】	開講オリエンテーション		-	8月19日(水)	10:00～10:20	-
【1日目】	①ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	2.5	8月4日(火) ～ 8月13日(木)	8月19日(水)	10:20～17:20	阿部充宏氏
【2日目】	⑦生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	1.5	8月4日(火) ～ 8月27日(木)	9月3日(木)	10:00～13:30	(調整中)
	④家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	2			14:30～17:00	
【3日目】	⑨認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	2.5	8月4日(火) ～ 9月10日(木)	9月18日(金)	10:00～12:15	洪正順氏
	⑩大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	1.5			13:15～15:30	
	⑧脳血管疾患のある方のケアマネジメント	2.5			15:40～17:55	
【4日目】	⑪心疾患のある方のケアマネジメント	1	8月4日(火) ～ 10月8日(木)	10月15日(木)	10:00～13:15	栗原美穂子氏
	⑫誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	1			14:15～16:30	
	⑬看取り等における看護サービスの活用に関する事例	2			16:40～18:55	
【講義・演習】5日目	⑮個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	1		10月21日(水)	10:00～12:15	阿部充宏氏
	⑯研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り		-		13:15～15:30	
	修了オリエンテーション		-		15:30～15:50	

【研修会場】

- (1) WEB受講
自宅や職場等、受講者が確保した視聴環境
- (2) 会場受講
福祉保健研修交流センターウィリング横浜
(横浜市港南区上大岡西1-6-1ゆめおおおかオフィスタワー)

専門 I

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 神奈川県介護支援専門員専門研修 専門研修課程 I ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程 I と同内容） 開催要綱

1 開催目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

なお、本研修は、介護支援専門員証に有効期限が付されたことによる「更新研修」として実施し、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員としての必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 研修事業名

- ・令和8年度 神奈川県介護支援専門員専門研修課程 I
- ・令和8年度 神奈川県介護支援専門員実務経験者に対する更新研修（専門研修課程 I と同内容）

3 対象者（受講資格）

以下の要件を全て満たす方

- ・原則、神奈川県に介護支援専門員として登録されている方
- ・全日程を受講可能である方
- ・有効期間満了までに修了できる方
- ・下記の①または②に該当する方

① 「介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある（研修開始時点 8/4）」
かつ「現在、実務（※1）についている（研修申込時点）」
かつ「介護支援専門員としての就業後6か月以上（研修申込時点）」
⇒ **【専門研修課程 I】対象者**

② 「介護支援専門員証の有効期間が概ね1年未満（研修開始時点 8/4）」
かつ「現在、実務（※1）についている（研修申込時点）」または
「介護支援専門員登録有効期間中に実務経験（※1）がある」
⇒ **【実務経験者に対する更新研修（専門研修課程 I と同内容）】対象者**

※1 介護支援専門員の実務経験として認められる範囲については、3ページをご確認ください。

4 定員

112名

受講決定の優先順位は以下のとおりです。

- ① 神奈川県に介護支援専門員として登録し、横浜市の事業所に在勤の方
- ② 神奈川県に介護支援専門員として登録し、横浜市に在住の方
- ③ 神奈川県に介護支援専門員として登録し、横浜市外に在住・在勤の方
- ④ 神奈川県外に登録している方（募集が定員を下回った場合）

同順位内は介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先します。

5 研修日程・カリキュラム・研修会場

詳細については、5ページの「研修日程・カリキュラム・研修会場」をご参照ください。

- ・指定の期間に研修動画をWEBで視聴、修了評価（小テスト）を実施していただきます。
- ・WEB受講にあたっては、パソコンまたはタブレット、インターネットがつながる環境が必要です。通信料は受講者負担です。

6 受講料

43,200円（非課税）

- ・受講料の支払方法については、受講決定の際にお知らせいたします。
- ・受講料支払後は特段の事情がない限り返金はできません。予めご了承ください。
- ・やむを得ない事情で欠席した科目は、補講として他機関で受講していただきます。その際の補講料は受入機関へのお支払いになります。金額は受入機関により異なるため、補講調整時にお知らせします。（参考：ウィリング横浜では補講料は1科目につき2,000円と定めています）
- ・本研修は神奈川県介護支援専門員法定研修負担軽減事業の対象研修です。研修修了時または修了後3か月以内に神奈川県内で「介護支援専門員」として勤務した方で、希望する方に対して10,000円が補助されます。詳細は会場受講時に説明いたします。

7 申込方法

専用WEBフォーム（14ページ参照）よりお申し込みください。

(1) 添付書類

下記に該当する書類を写真撮影・スキャナでの取り込み等でデータにし、専用WEBフォームの該当箇所に添付してください。

- ・提出書類が不足している場合、書類不備等により受講できない場合があります。
- ・申込みに際し不正があった場合は受講が取り消されますのでご注意ください。

該当者	添付書類
(ア) 全員	介護支援専門員証
(イ) 前回の更新が「再研修」または「実務未経験者向け更新研修」であった方（※2）	修了証明書
(ウ) 【実務経験として認められる範囲】（3ページ）の中で、「⑧地域包括支援センターに勤務する者」のうち、「※3-2」に該当する場合	介護サービス計画作成証明書 （14ページ参照）

※2 前回受講した研修履歴について不明な場合は、登録地の都道府県行政にてご確認ください。

(2) 申込期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月22日（月）

(3) 受講決定

受講の可否は郵送でお知らせいたします。（令和8年7月中旬発送予定）

令和8年7月17日（金）までに通知が届かない場合は、下記までご連絡ください。

（専門研修課程Ⅱを同時に申込みした場合の結果は、別途通知します。）

8 研修修了の認定方法

本研修では、各科目において国が定めた到達目標が設定されています。その達成度を確認するため、各科目について「修了評価」を実施しています。修了評価は、神奈川県介護支援専門員現任研修等支援会議で定めた方法により実施します。修了評価で到達目標を達成し、かつ全課程を修了した方に対し「修了証明書」を発行します。

なお、著しく受講態度が悪い場合（演習非協力・私語・居眠り・携帯電話の利用等）は修了となりません。

9 問合せ先

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

福祉保健研修交流センターウィリング横浜 人材開発担当

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階

電話：045-847-6674

【お問い合わせ時間】 9:00～17:00（土日祝日を除く）

介護支援専門員専門研修

専門研修課程Ⅱ

実務経験者に対する更新研修

(専門研修課程Ⅱと同内容)

令和8年度 神奈川県介護支援専門員
専門研修課程Ⅱ・更新研修32時間
 研修日程・カリキュラム・研修会場

〈別表2〉

- ・WEB受講と小テストは、指定期間内に実施が必要です。
- ・会場受講日に記載されている時間は目安です。今後変更する場合があります。詳細は受講決定通知等にてご確認ください。
- ・会場受講日の受付・オリエンテーションは各日程ともに講義開始20分前から開始する予定です。

《Aコース》

日程	科目名	WEB受講・小テスト		会場受講日時	講師	
		目安時間	受講期間			
WEB 【講義】 受講	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	2.5	10月22日(木) ～ 11月17日(火)	/	国作成動画 等	
	②ケアマネジメントの実践における倫理	2.5				
	③リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	1.5				
1 【演習】 日目	開講オリエンテーション	-	-	11月12日 (木)	-	
	④生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	-	-			10:00～10:20
	⑪家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	2	10月22日(木) ～ 11月5日(木)			10:20～13:15 14:15～16:45
2 【演習】 日目	⑧心疾患のある方のケアマネジメント	1.5	10月22日(木) ～ 11月17日(火)	11月25日 (水)	栗原美穂子氏	
	⑨誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	1				10:00～12:15
	⑩看取り等における看護サービスの活用に関する事例	1.5				13:15～15:30 15:40～17:55
3 【演習】 日目	⑥認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	2.5	10月22日(木) ～ 12月3日(木)	12月11日 (金)	洪正順氏	
	⑦大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	1				10:00～12:15
	⑤脳血管疾患のある方のケアマネジメント	2.5				13:15～15:30
	修了オリエンテーション	-				15:40～17:55 17:55～18:15

《Bコース》

日程	科目名	WEB受講・小テスト		会場受講日時	講師	
		目安時間	受講期間			
WEB 【講義】 受講	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	2.5	11月5日(木) ～ 12月3日(木)	/	国作成動画 等	
	②ケアマネジメントの実践における倫理	2.5				
	③リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	1.5				
1 【演習】 日目	開講オリエンテーション	-	-	12月3日 (木)	-	
	④生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	-	-			10:00～10:20
	⑪家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	2	11月5日(木) ～ 11月26日(木)			10:20～13:15 14:15～16:45
2 【演習】 日目	⑧心疾患のある方のケアマネジメント	1.5	11月5日(木) ～ 12月3日(木)	12月10日 (木)	栗原美穂子氏	
	⑨誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	1				10:00～12:15
	⑩看取り等における看護サービスの活用に関する事例	1.5				13:15～15:30 15:40～17:55
3 【演習】 日目	⑥認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	2.5	11月5日(木) ～ 12月10日(木)	12月16日 (水)	洪正順氏	
	⑦大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	1				10:00～12:15
	⑤脳血管疾患のある方のケアマネジメント	2.5				13:15～15:30
	修了オリエンテーション	-				15:40～17:55 17:55～18:15

【研修会場】

- (1) WEB受講
 自宅や職場等、受講者が確保した視聴環境
- (2) 会場受講
 福祉保健研修交流センターウィリング横浜
 (横浜市港南区上大岡西1-6-1ゆめおおおかオフィスタワー)

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 神奈川県介護支援専門員専門研修 専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容） 開催要綱

1 開催目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

なお、本研修は、介護支援専門員証に有効期限が付されたことによる「更新研修」として実施し、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員としての必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 研修事業名

- ・令和8年度 神奈川県介護支援専門員専門研修課程Ⅱ
- ・令和8年度 神奈川県介護支援専門員実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）

3 対象者（受講資格）

以下の要件を全て満たす方

- ・原則、神奈川県に介護支援専門員として登録されている方
- ・全日程を受講可能である方
- ・有効期間満了までに修了できる方
- ・下記の①または②に該当する方

- ①「介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある（研修開始時点 A:10/22 B:11/5）」
かつ「現在、実務（※1）についている（研修申込時点）」
かつ「介護支援専門員としての就業後3年以上（研修申込時点）」
かつ「専門研修課程Ⅰを修了している（もしくは研修開始時点（A:10/22 B:11/5）で修了見込み）」
⇒ **【専門研修課程Ⅱ】対象者**
- ②「介護支援専門員証の有効期間が概ね1年未満（研修開始時点A:10/22 B:11/5）」
かつ「現在、実務（※1）についている（研修申込時点）」または
「介護支援専門員登録有効期間中に実務経験（※1）がある」
⇒ **【実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）】対象者**

※1 介護支援専門員の実務経験として認められる範囲については、3ページをご確認ください。

4 定員

256名

受講決定の優先順位は以下のとおりです。

- ① 神奈川県に介護支援専門員として登録し、横浜市の事業所に在勤の方
- ② 神奈川県に介護支援専門員として登録し、横浜市に在住の方
- ③ 神奈川県に介護支援専門員として登録し、横浜市外に在住・在勤の方
- ④ 神奈川県外に登録している方（募集が定員を下回った場合）

同順位内は介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先します。

5 研修日程・カリキュラム・研修会場

詳細については、9ページの「研修日程・カリキュラム・研修会場」をご参照ください。

- ・AとBの2コースから、受講を希望する順に優先順位を設定してください。
- ・全日程、同一コースでの受講となります。科目によってコースを変更することはできません。
- ・指定の期間に研修動画をWEBで視聴、修了評価（小テスト）を実施していただきます。
- ・WEB受講にあたっては、パソコンまたはタブレット、インターネットがつながる環境が必要です。通信料は受講者負担です。

6 受講料

32,200円（非課税）

- ・受講料の支払方法については、受講決定の際にお知らせいたします。
- ・受講料支払後は特段の事情がない限り返金できません。予めご了承ください。
- ・やむを得ない事情で欠席した科目は、補講として他機関で受講していただきます。その際の補講料は受入機関へのお支払いになります。金額は受入機関により異なるため、補講調整時にお知らせします。（参考：ウィリング横浜では補講料は1科目につき2,000円と定めています）
- ・本研修は神奈川県介護支援専門員法定研修負担軽減事業の対象研修です。研修修了時または修了後3か月以内に神奈川県内で「介護支援専門員」として勤務した方で、希望する方に対して10,000円が補助されます。詳細は会場受講時に説明いたします。

7 申込方法

専用WEBフォーム（14ページ参照）よりお申し込みください。

(1) 添付書類

下記に該当する書類を写真撮影・スキャナでの取り込み等でデータにし、専用WEBフォームの該当箇所に添付してください。

- ・提出書類が不足している場合、書類不備等により受講できない場合があります。
- ・申込みに際し不正があった場合は受講が取り消されますのでご注意ください。

該当者		添付書類
(ア) 全員		介護支援専門員証
(イ) 全員	平成17年以前実施の「基礎研修課程」を修了した場合	受講カード
該当するいずれかの証明書を提出（※2）	前回更新が「再研修」または「実務未経験者向け更新研修」の場合	修了証明書
	（上記以外）「専門研修課程Ⅰ」（更新研修33時間または56時間）受講の場合	修了証明書 ※受講中・受講予定の場合は修了後に提出
(ウ) 前回の更新で「専門研修課程Ⅱ」（更新研修20時間または32時間）を受講した場合（2回目以降の更新）		修了証明書 ※直前に修了したもの
(エ) 【実務経験として認められる範囲】（3ページ）の中で、「⑧地域包括支援センターに勤務する者」のうち、「※3-2」に該当する場合		介護サービス計画作成証明書 （14ページ参照）

※2 前回受講した研修の履歴について不明な場合は、登録地の都道府県行政にてご確認ください。

(2) 申込期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月22日（月）

(3) 受講決定

受講の可否は郵送でお知らせいたします。（令和8年8月上旬発送予定）

令和8年8月7日（金）までに通知が届かない場合は、下記までご連絡ください。

8 研修修了の認定方法

本研修では、各科目において国が定めた到達目標が設定されています。その達成度を確認するため、各科目について「修了評価」を実施しています。修了評価は、神奈川県介護支援専門員現任研修等支援会議で定めた方法により実施します。修了評価で到達目標を達成し、かつ全課程を修了した方に対し「修了証明書」を発行します。

なお、著しく受講態度が悪い場合（演習非協力・私語・居眠り・携帯電話の利用等）は修了となりません。

9 問合せ先

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

福祉保健研修交流センターウィリング横浜 人材開発担当

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階

電話：045-847-6674

【お問い合わせ時間】 9:00～17:00（土日祝日を除く）

ウィリング横浜 介護支援専門員法定研修「負担軽減助成金」について

神奈川県では介護支援専門員の確保・定着を目的とし、令和7年度より介護支援専門員法定研修(実務、専門Ⅰ・Ⅱ、実務未経験、再研修、主任、主任更新の各研修)において、受講者の負担軽減のため、助成金の交付制度が始まりました。(ウィリング横浜では、実務研修、専門研修Ⅰ・Ⅱを実施)

【対象】

法定研修修了日～3か月以内に、**神奈川県内**の以下の職域・事業所で従事されている方

- (1)介護支援専門員として従事
 - ・介護サービス事業所 及び 施設
 - ・地域包括支援センター
 - (社会福祉士・保健師等での配属は対象外)
- (2)居宅介護支援事業所の管理者として従事
 - ・居宅介護支援の指定を受けた事業所



【交付金額】

10,000円

【申請方法】

会場受講時にご説明いたします。

「特定一般教育訓練給付金」のご案内

ウィリング横浜が実施する介護支援専門員の法定研修は、【特定一般教育訓練給付金】の講座指定を受けています。対象となる方で、給付を希望される場合は、下記要件をご確認の上、手続きをしてください。

■給付対象者

次のいずれかに該当する方

1. 雇用保険の被保険者

受講開始日において雇用保険の被保険者期間が3年以上ある方

2. 雇用保険の被保険者であった方

被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※1、2どちらの場合でも、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については被保険者期間が1年以上あれば可

■支給要件期間とは

受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等として雇用された期間です。

また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所で雇用されるなどして被保険者期間があり、空白の期間が1年以内の場合は、その期間も通算します。過去に、教育訓練給付金を受給したことがある場合、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと新たな資格が得られません。

※支給要件の有無等の詳細につきましては、ハローワークにお問い合わせください。

■給付額

受講者本人が支払った教育訓練経費の40%が支給されます。

※事業所が受講料を負担している場合は対象外です。（個人宛ての領収書のみ発行します）

■給付金の申請手続きについて

受講開始日の2週間前までに、住所地を管轄するハローワークで次の手続きを行う必要があります。

1. キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けます。
2. 『教育訓練給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。

※詳細は厚生労働省HP「教育訓練給付金」の「特定一般教育訓練給付金」をご参照ください。（右の2次元コードよりHPへリンク）

※手続きには、以下の「受講開始日」「修了予定日」「講座名称」「指定番号」の情報が必要です。



講座名称	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ	指定番号	1422013-2520013-0
受講開始日	令和8年8月4日	修了予定日	令和8年10月21日
講座名称	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	指定番号	1422013-2520023-3
受講開始日	Aコース 令和8年10月22日 Bコース 令和8年11月5日	修了予定日	Aコース 令和8年12月11日 Bコース 令和8年12月16日
講座名称	介護支援専門員更新研修 (専門研修課程Ⅱと同内容)	指定番号	1422013-2320013-0
受講開始日	Aコース 令和8年10月22日 Bコース 令和8年11月5日	修了予定日	Aコース 令和8年12月11日 Bコース 令和8年12月16日

※「介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）」で給付を希望される場合は、ウィリング横浜にお問い合わせください。

受講申し込み方法(WEB 申請)

申込期間: 令和8年6月1日(月)から6月22日(月)まで

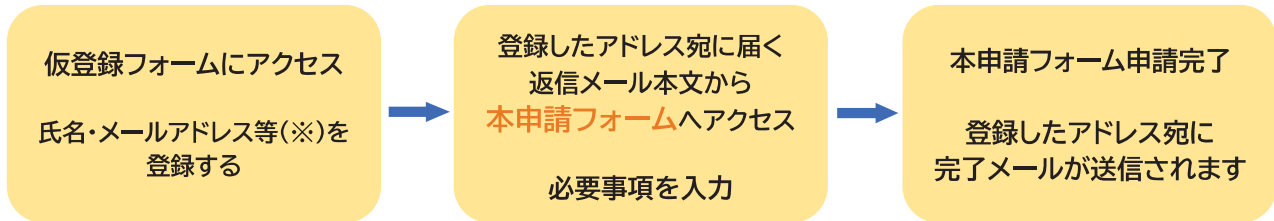
【申し込みの前に】

本研修の受講申し込みは「WEB 申請のみ」となります。

WEB 申請を始める前に以下に記載されているものをご準備ください。

・介護支援専門員登録証・研修修了証などの添付資料の画像データ(.jpg/.png/.gif 形式のいずれか)

【申請手順】



※**携帯電話会社の発行するアドレスは不可**。多くの受講者に一斉メールを配信するため、携帯電話会社のメールアドレスをご利用の場合、迷惑メールと判定されて受信できないことがあります。

※G-mail や Yahoo メール等のフリーメールアドレスは使用可能。

【仮登録フォームURL】

本研修センターホームページにある『介護支援専門員 実務研修/専門研修』専用ページにある仮登録フォームよりお申込みください。

(<https://www.yokohamashakyo.jp/willing/kensyu/caremgr>)

※ウィリング横浜 介護支援専門員で検索してください🔍

右の二次元コードを使用して携帯電話・タブレットからの仮申請も可能です。



【注意事項】

- ・申請の際にはデータ通信が必要となります。通信費はご自身でのご負担となりますので、予めご了承ください。
- ・フォーム内で受講を希望する「専門研修過程 I (更新研修56時間)」か「専門研修過程 II (更新研修32時間)」を選択していただきます。**同時期に申請される方はそれぞれ別にご申請ください。**
- ・保健師または社会福祉士として地域包括支援センターにて従事しており、サービス計画を作成した経験がある方は『介護サービス計画作成証明書(Word ファイル)』(★参考様式1)を上記の本会ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載・押印した状態で申込フォーム内の所定欄にデータを添付してください。

【個人情報について】

神奈川県介護支援専門員・更新研修の「受講申込フォーム」等各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、当該研修及び修了証明書交付、教育訓練給付金業務以外の目的に利用することはありません。また、本研修修了後には、修了者名簿に記載し、神奈川県へ報告いたします。

なお、研修受講決定の調整に必要な場合は神奈川県指定の研修実施期間に受講申込者情報の一部を提供することもあります。

【申込先】

福祉保健研修交流センター ウィリング横浜 人材開発担当
専用 WEB 申請フォームより申し込み

【問い合わせ】

ウィリング横浜 人材開発担当

TEL：045-847-6674 お問い合わせ時間：9:00～17:00(土日祝日を除く)